（農林水産大臣への報告）

第五十一条　令第二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一　勧告又は命令をした届出採捕者、特定第一種水産動植物等取扱事業者又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の氏名又は名称及び住所

二～五　（略）

第五十二条　令第二条第六項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一～五　（略）

附　則

第一条～第三条　（略）

第四条　第一条第一号に掲げる水産動植物の採捕の事業を行う者であって、附則第一条ただし書に規定する日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後において自らが採捕した当該特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあっては、当該団体。次条第二項において同じ。）は、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間においても、法第三条第一項又は第三項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において法第三条第一項又は第三項の規定による届出をしたものとみなす。

2　農林水産大臣は、前項の規定による届出（法第三条第一項の規定によるものに限る。）があった場合には、施行日前においても、法第三条第二項の規定の例により、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知することができる。この場合において、その通知を受けた者は、施行日において同項の規定により通知を受けたものとみなす。

第五条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条第一号に掲げる水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行っている者についての法第八条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その事業の開始の日から二週間以内に」とあるのは「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）附則第一条ただし書に規定する日から一月以内に」と、同条第二項中「その日から二週間以内に」とあるのは「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則附則第一条ただし書に規定する日から一月以内に」とする。

2　施行日以後において第一条第一号に掲げる水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行おうとするものは、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間においても、法第八条第一項又は第二項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において法第八条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

（農林水産大臣への報告）

第二十七条　令第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一　勧告又は命令をした届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者の氏名又は名称及び住所

二～五　（略）

第二十八条　令第六項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一～五　（略）

附　則

第一条～第三条　（略）

（新設）

（新設）